

YUSHIN

YUSHINグループ 調達ガイドライン

2024年2月 初版

株式会社ユーシン精機

YUSHINグループ(以下、「YUSHIN」といいます。)は、持続可能な社会の実現への貢献を目的として、YUSHINの商品・サービスに関係するすべての取引関係者ととも持続可能な(サステナブル)調達活動に取り組んでいきたいと考えております。

1. 相互の信頼と繁栄

取引先様とのパートナーシップを築き、相互の信頼と繁栄を大切に致します。

2. オープンでフェアな取引

自由な競争原則に基づき、新規に取引を希望される企業様に対してもオープンな参入機会を提供します。

取引先様の選定は、企業としての信頼性、技術力、品質、価格、納期、継続性、環境保全への取組状況等の観点で公正な評価と適正な手続きによって行います。

3. コンプライアンスの遵守

各国の社会規範、関連する法令等及びその精神を遵守するとともに、国際行動規範も最大限尊重し、公正かつクリーンな調達活動を実施します。

4. 人権・労働

YUSHIN商品に関わるすべての人の人権は尊重されなければなりません。

特に、YUSHIN商品を構成する部品の調達現場や製造現場における労働安全や労働条件は適切に確保されなければならないと考えています。

5. 環境への配慮

YUSHINは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつと認識しております。

自然と調和・共存する社会づくりを目指し、サプライヤーと協力し地球環境に配慮した調達活動を実践します。

6. 情報セキュリティ

取引先様に関する営業秘密については適切に管理・保護します。

YUSHINは、調達基本方針を踏まえ、サプライチェーンである取引先の皆様が以下の行動基準の遵守に向けた取組みを実施されることを期待しております。

1. コンプライアンスの遵守
2. 人権・労働安全衛生
3. 環境への配慮
4. 情報セキュリティ
5. 品質・納期

1.1 各国・地域の法令等の遵守

事業を行う国・地域における人権、労働、環境、倫理、その他の関係法令や規制及び国際行動規範を理解・遵守し、事業活動を行う必要があります。

また、自社のみならずサプライチェーンを通じて法規制遵守が求められています。

1.2 競争法の遵守

優越的地位の濫用、不公正な取引方法等、各国・地域の競争法に反する行為をしてはいけません。

(例:独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法)

1.3 公正な取引

取引先に対し、贈収賄・恐喝・横領その他不当な利益の供与や受領を行ってはいけません。

1.4 知的財産権の尊重

他者(他社)の知的財産権を侵害しないように適切に管理するとともに、自社のノウハウ・知的財産権の管理・移転についても適切に行わなければなりません。

1.5 反社会的勢力への対応

反社会的勢力を排除し、一切の関係を持つてはいけません。

もし、不当な要求等があれば、外部専門機関(警察・弁護士等)に連絡し、適切な対応をとらなければなりません。

1.6 内部規程の策定、社内研修・社内教育の実施

コンプライアンス経営を促進するため、少なくとも本ガイドラインに定めたコンプライアンスに関する事項について、社内規程を策定するとともに、実効性確保のために社内研修・社内教育を実施しなければなりません。

1.7 窓口の設置

自社の従業員からの人権・コンプライアンス等に関する懸念や苦情を申し立てる窓口を設置しなければなりません。

従業員以外のサプライヤー等ステークホルダーからの窓口の構築に努めなければなりません。

申し立てられた懸念や苦情処理に際して、相談者が不利益を被らない措置をとらなければなりません。

2. 人権・労働安全衛生(1)

2.1 差別の禁止

あらゆる場面において、人種・宗教・性別・国籍・心身障害・年齢・性的指向等に基づく差別が行われないようにしなければなりません。

2.2 ハラスメントの禁止

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の一切のハラスメントが行われないようにしなければなりません。

2.3 結社の自由、団結権および団体交渉権の保護

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を保障し、労働組合・従業員代表者・従業員と誠実に協議・対話をしなければなりません。

2.4 強制労働の禁止

処罰の脅威の下に強要され、かつ、自らの自由意思によらない一切の労務は許されません。

2.5 児童労働の撤廃・若年労働者への配慮

各国・地域の法令等による就労最低年齢に達しない児童の労働は認められません。特に18歳未満の若年労働者を雇用する場合には、夜勤や時間外労働を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させてはいけません。

2.6 安全で健康的な労働環境の整備

職場における危険源を把握し、従業員に適切な情報提供とトレーニングを提供すること等により、従業員の安全・健康の確保を徹底しなければなりません。各国・地域の法令等を遵守して事故や災害の防止に最大限努めなければなりません。

2.7 適切な労働条件の設定

労働時間は各国・地域の法令等で定められている限度を超えてはなりません。また、従業員に支払われる報酬は、適用される賃金に関する全ての法令等を遵守しなければなりません。

3.1 環境に関する法令等の遵守

法令等に従い、必要な場合には行政から許認可を取得し、必要に応じて行政に書類を提出しなければなりません。
また、業務の工程で使用される化学物質は、法令等に従い、適切に管理しなければなりません。

3.2 汚染防止・省資源化

排水・汚泥・排気等に関する法令等を遵守し、必要に応じて法令等以上の自主基準を設定し環境負荷削減に努めなければなりません。
天然資源や化学物質を用いる場合、生産・保守・設備に関わるプロセスの見直し、より環境負荷の少ない代替品への切替え、リサイクル、その他手段を実践することでその使用の削減に努めなければなりません。

4.1 情報漏洩の防止・ネットワーク管理

事業に関わるすべての個人情報、プライバシー、取引先の事業に関する情報等を保護するために適切に管理し、第三者に漏洩することがないように徹底しなければなりません。

コンピューター・ネットワーク上の脅威への対策を講じ、自社および他者(他社)に影響を与えないようにしなければなりません。

5.1 法令、規格、安全性、YUSHINが要求する事項の遵守

法令順守はもとより、規格への適合、通常有すべき安全性(設計・工程・部品等)について考慮する必要があります。
(労働安全衛生規則、CE他)

5.2 品質管理体制の構築

品質保証活動を推進させるため、管理体制並びにマネジメントシステムを構築する必要があります。
(品質保証責任者、品質マネジメントシステム他)

5.3 調達するモノに関する正確な情報を提供

YUSHINのお客様に、商品・サービスの正確な情報を提供するため、YUSHINに提供される情報は正確なものである必要があります。
(設計や工程の変更情報、化学物質に関する情報、納期他)

改訂来歴

No.	改訂年月	履歴
1	2024年2月	YUSHINグループ 調達ガイドライン・初版作成

本ガイドラインに関するお問い合わせ先

住所

〒601-8205

京都市南区久世殿城町555番地

経営企画室

当社HP

https://ir.ype.co.jp/ja/esg/social/Supply_Chain_Jpn/Procurement_Agree.html